

## 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する件（案）について

### 1. 趣旨

農薬の適正使用を確保するため、農薬の使用回数を守るべき期間の定義の明確化を図るとともに、有効成分に着目した農薬の使用回数の遵守を義務化する等、所要の規定の整備を行う。

### 2. 改正の概要

#### (1) 農薬の使用回数を守るべき期間等の明確化

現行の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（以下「農薬使用基準省令」という。）では、農薬の使用回数を守るべき期間を「食用農作物等の生産に用いた種苗のは種（果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫）から当該食用農作物の収穫に至るまでの間」と定義しているところである。

しかしながら農薬は、は種前の土壌くん蒸、種子消毒等の準備作業においても用いられること、イチゴ等の栄養繁殖によって農産物を生産する場合にあつては、「は種」の表現は必ずしも当を得ているとは言えないことから、これらの事項を明示的に規定することとする。

#### (2) 農薬の有効成分の種類ごとの総使用回数の遵守

現行の農薬使用基準省令では、農薬の剤としての総使用回数を超えて農薬を使用しはならない旨規定しているところであるが、これでは同一の有効成分を含む農薬を同じ時期に重複して使用することが可能となり、当該有効成分が多量に使用されることによって、残留性等の観点から安全性が十分に確保できない事態が生じるおそれが否定できない。また、有効成分はその性質から、使用時期や使用の態様ごとの使用回数を遵守しなければ上述のようなおそれが否定できない。

これらを踏まえ、農薬の有効成分の種類ごとの総使用回数（使用時期又は使用の態様の区分ごとに定められている場合にあつては、その区分ごとの総使用回数）を遵守する旨規定する。

○ 農薬の有効成分を遵守させる理由

「農薬の有効成分ごとの使用回数を規制する理由」は、以下のとおり。

(例) 有効成分が同一の剤が、違った会社からA剤とB剤として販売されていた場合、農薬使用者が、A剤とB剤を所有していると、定植時1回の使用としては、剤としての使用回数がおのこの1回であるため、定植時にA剤とB剤を使用するおそれがある。

○ A剤

剤としての使用回数：1回                      使用時期：定植時

有効成分としての使用回数：有効成分α3回（定植後は2回以内）

○ B剤

剤としての使用回数：1回                      使用時期：定植時

有効成分としての使用回数：有効成分α3回（定植後は2回以内）

このため、有効成分としての使用回数を遵守させることとし、有効成分としての使用回数の表記を「有効成分としての使用回数：定植時1回、定植後2回」のように改正し、上記のような使用を制限する必要がある。

○ ラベル表示の変更例（使用時期）

（農薬のラベル表示の改正前）

作物	適用害虫名	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ジノテフランを含む農薬の総使用回数
キャベツ	アブラムシ類	150~300 $\mu$ g/10a	収穫3日前まで	2回以内	散布	3回以内 (定植後は2回以内)
		セル成型育苗トレイ1箱当たり0.5 $\mu$ g	定植時	1回	灌注	

（農薬のラベル表示の改正後）

作物	適用害虫名	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ジノテフランを含む農薬の総使用回数
キャベツ	アブラムシ類	150~300 $\mu$ g /10a	収穫3日前まで	2回以内	散布	3回以内 (定植時1回以内、定植後2回以内)
		セル成型育苗トレイ1箱当たり0.5 $\mu$ g	定植時	1回	灌注	

○ ラベル表示の変更例（使用の態様）

（農薬のラベル表示の改正前）

作物	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
ねぎ	黒斑病、べと病	1000倍	収穫14日前まで	2回以内	散布	3回以内 （土壌灌注は1回以内）
ねぎ	苗立枯病(リゾクトニア菌)	500倍	出芽揃い後 （出芽3日後から10日まで）	1回	1㎡当り希釈液 0.5%土壌灌注	3回以内 （土壌灌注は1回以内）

（農薬のラベル表示の改正後）

作物	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
ねぎ	黒斑病、べと病	1000倍	収穫14日前まで	2回以内	散布	3回以内 （散布は2回以内、土壌灌注は1回以内）
ねぎ	苗立枯病(リゾクトニア菌)	500倍	出芽揃い後 （出芽3日後から10日まで）	1回	1㎡当り希釈液 0.5%土壌灌注	

○ ラベル表示の変更が必要の無い例

作物	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
なす	黒枯病、灰色かび病、すすかび病	1000倍	収穫前日まで	4回以内	散布	4回以内

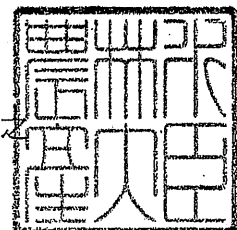


15消安第5573号  
環水土発第040202001号  
平成16年2月2日

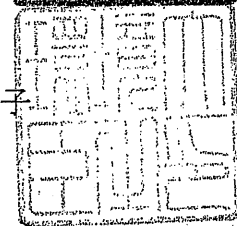
農業資材審議会

会長 瀬尾 康久 殿

農林水産大臣 亀井 善



環境大臣 小池 百合子



農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正について  
(諮問)

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年3月7日農林水産省、環境省令第5号）の一部を下記のように改めることについて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

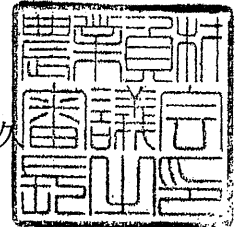
記

農薬の使用回数を守るべき期間について、は種又は植付けのための準備期間を含むこととするとともに、農薬の総使用回数について、有効成分の種類ごとの総使用回数（使用時期又は使用の態様ごとに区分された場合にあっては、当該区分ごとの総使用回数）を超えて農薬を使用してはならないこととする。

15 資審第 19 号  
平成16年 2月 3日

環境大臣  
小池 百合子 殿

農業資材審議会  
会長 瀬尾 康久



農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正について（答申）

平成16年2月2日付け15消安第5573号及び環水土発第040202001号をもって  
諮問のあったことについては、諮問のとおりの内容で改正するのが、適当である。